

特定生産緑地制度について

生産緑地法の一部改正（平成 29 年 6 月）により、特定生産緑地制度が創設されました。

「特定生産緑地」とは、生産緑地地区に指定された農地等に対して、指定から 30 年を経過する前に、所有者等の意向にもとづき特定生産緑地にすると、10 年間に於いて税制特例措置が継続されます。

特定生産緑地の指定を①受けた場合と、②受けない場合では、

	① 特定生産緑地の 指定を受けた場合	② 特定生産緑地の 指定を受けない場合
指定期間	・ 10 年間	・ 生産緑地地区として継続
固定資産税等	・ 農地評価、農地課税が継続	・ 宅地並み課税 ただし、5 年間段階的に移行
相続税の納税猶予	・ 適用可能	・ 適用を受けた現世代は継続 ・ 次世代は適用できない
土地利用等	・ 建築物等の行為制限あり	・ 建築物等の行為制限が継続
買取り申出 (指定解除)	・ 主たる従事者の死亡、故障 ・ 特定生産緑地の指定から 10 年経過	・ いつでも買取り申出が可能 (生産緑地の指定から 30 年後)
その他	・ 特定生産緑地の指定は、 10 年ごとに手続き必要	・ (注) 参照

(注) 生産緑地地区に指定されてから 30 年経過する日までに、特定生産緑地に指定されないと税制特例措置は受けられなくなります。

特定生産緑地の指定に向けたスケジュール

特定生産緑地の指定手続き等につきましては、説明会や通知等により今後ご案内します。

「特定生産緑地制度に関する地区別説明会」 の開催について（お知らせ）

平成29年度の生産緑地法等の改正により、新たに特定生産緑地制度が創設され、これまでの生産緑地地区に係る各種制度が大きく変わりました。

生産緑地を所有されている方を対象として、この特定生産緑地制度の理解と今後の手続きに関する説明会を下記のとおり開催しますので、お近くの会場で、御都合の良い時間を選んで電話予約していただきまして、御参加くださいますようお願いいたします。

開催日	時間	会場 ※ 案内図は裏面にあります	対象者 (所有者の住所)
7月12日(金)	① 13:30~ ② 15:30~ ③ 19:00~	沢井市民センター (多目的室A・B・C) (各80人)	柚木町、二俣尾、沢井 御岳本町、御岳
7月18日(木)	① 13:30~ ② 15:30~ ③ 19:00~	梅郷市民センター (第1・2会議室) (各60人)	畑中、和田町、梅郷
7月23日(火)	① 13:30~ ② 15:30~ ③ 19:00~	新町市民センター (第1・2会議室) (各60人)	新町、河辺町、市外
8月1日(木)	① 13:30~ ② 15:30~ ③ 19:00~	福祉センター (第1・2・3集会室) (各100人)	勝沼、住江町、本町、 上町、裏宿町、日向和田、 駒木町、長淵、友田町、 千ヶ瀬町、吹上、野上町、 大門、塩船、東青梅、 根ヶ布、師岡町、黒沢、 市外
8月2日(金)	① 13:30~ ② 15:30~ ③ 19:00~	今井市民センター (第1・2・3会議室) (各80人)	谷野、木野下、今寺、 藤橋、今井、小曾木
8月3日(土)	① 13:30~ ② 15:30~	青梅市役所 (204・205・206会議室) (各100人)	全て

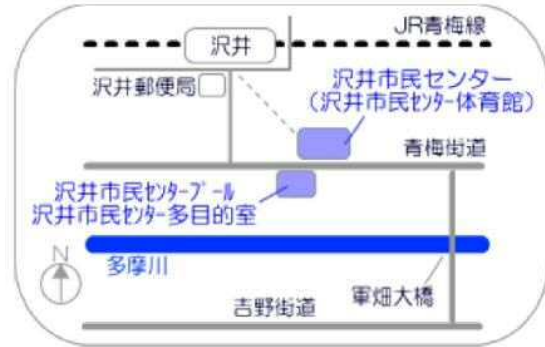
※ 各回の定員数には限りがありますので、お近くの会場において参加を希望する日時等を電話で予約してください。申込み状況によっては、時間等を調整させていただくことがありますので、御承知おきください。

＜問合せ・申込み先＞

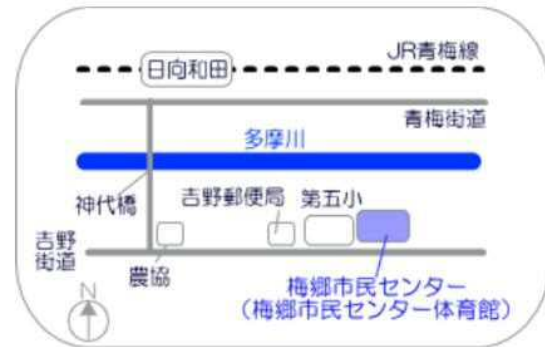
青梅市都市整備部都市計画課計画係

電話：0428-22-1111（内線 2522、2523）

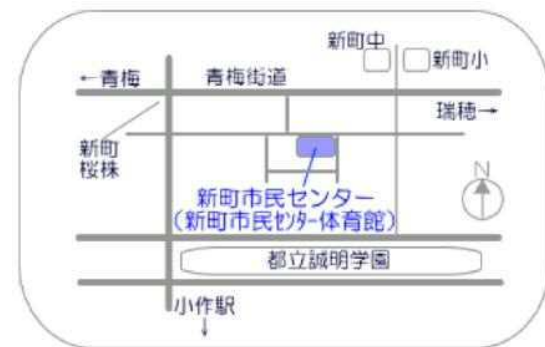
【沢井市民センター】
青梅市沢井 2-682



【梅郷市民センター】
青梅市梅郷 3-749-1

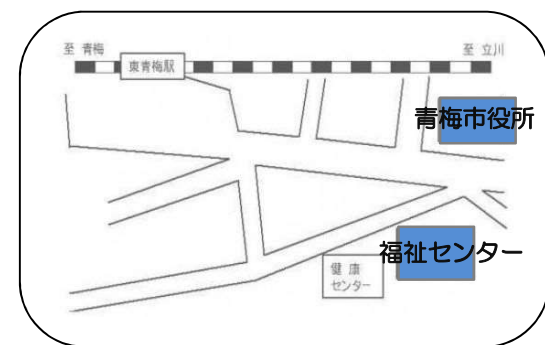


【新町市民センター】
青梅市新町 4-17-1

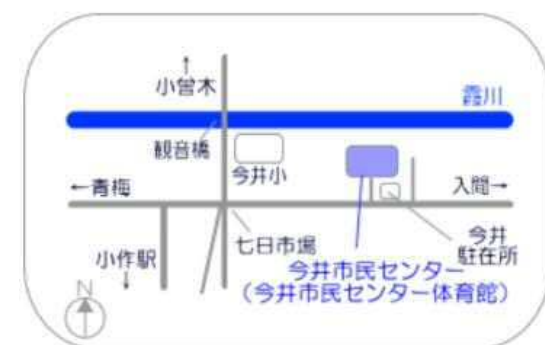


【福祉センター】
青梅市東青梅 1-177-3

【青梅市役所】
青梅市東青梅 1-11-1



【今井市民センター】
青梅市今井 2-908-1



青梅市 生産緑地に関するスケジュール

年度		2018 (平成30年度)	2019 (令和元年度)	2020 (令和2年度)	2021 (令和3年度)	2022 (令和4年度)
特定生産緑地の指定手続	(A) 生産緑地指定日 (H4.11.1告示)	4/1	9/1 2/25 3/18 ① 特定生産緑地・都市農地貸借円滑化法の制度説明会	3月中旬 ③ 指定事務の手続き説明会 ※②地区別説明会と同等	8月～翌3月 ◆ 市からの通知窓口の開設 (申請・審査・適合) (平成4年指定の方) 指定の申請受付期間	11月1日 ◆ 市からの通知窓口の開設 青梅市都市計画審議会 への意見聴取 指定・公示・通知 指定生産緑地の通知 <猶予期間> 農地等利害関係人の同意なしに時間を要した場合に備え1年後まで可能とする
	(B) 生産緑地指定日 (H5.11.1告示)	特定生産緑地制度の施行	都市農地貸借円滑化法の施行		8月～翌3月 ◆ 市からの通知窓口の開設 (申請・審査・適合) (平成5年指定の方) 指定の申請受付期間	11月1日 ◆ 市からの通知窓口の開設 青梅市都市計画審議会 への意見聴取 指定・公示・通知
	(C) 生産緑地指定日 (H6.11.1告示)					8月～翌3月 ◆ 市からの通知窓口の開設 (申請・審査・適合) (平成6年指定の方) 指定の申請受付期間